

不審電話情報について

令和元年11月11日

近畿厚生局職員を名乗る不審者にご注意ください。

<内容>

令和元年11月11日、一般の方から以下のような情報提供が寄せられました。

本日8時半頃、近畿厚生局の委託会社であると名乗る者から、情報提供者あてに「健康保険の保険料の払い戻しの案内を4月に行ったが、その手続きがまだ行われていない。」旨の電話連絡があった。

情報提供者は、手続きについて文書で送付してほしい旨伝えるも、期限が過ぎているため今からの手続きは電話での対応しかできない旨説明があった。

不審に思い、近畿厚生局がそのような事業を行っているのか確認のために、近畿厚生局総務課へ連絡したところ、そのような事実はなく、不審電話であることが判明した。

近畿厚生局では、健康保険の保険料の払い戻しの事業は行っておりません。このような電話があっても対応しないようお願いいたします。

令和元年10月29日、一般の方から以下のような情報提供が複数寄せられました。

ケース1：近畿厚生局のサトウと名乗る者から、情報提供者の両親あてに「累積医療制度に係る還付金の案内を4月10日に行ったが、その手続きがまだ行われていない。」旨の電話連絡があった。

サトウと名乗る者からは、手続きには銀行口座、通帳、銀行のカード、印鑑が必要であることと、後ほど銀行職員から手続きについて、電話連絡があるので、詳細はその職員から聞いてほしい旨説明があった。

不審に思い、近畿厚生局がそのような事業を行っているのか確認のために、近畿厚生局総務課へ連絡したところ、そのような事実はなく、不審電話であることが判明した。

ケース2：近畿厚生局の「サトウ ユウジ」と名乗る者から「医療費の返還をしたいので銀行口座等を教えてほしい」旨の電話連絡があった。切電後、職員の在籍確認のため相

手から教えられた電話番号に架電したところ、近畿厚生局企業年金課につながったが、「サトウ ユウジ」という職員は在籍しておらず、不審電話であることが判明した。

近畿厚生局の職員が、医療費の返還等について、一般の方に電話でご案内することはありません。このような電話があっても対応しないようお願いいたします。

＜不審な電話等があった場合＞

不審な電話等があった場合は、お住まいの市町村や警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

不審に思われる場合は、相手の所属・氏名・電話番号をご確認のうえ、近畿厚生局総務課(06-6942-2241)へお問い合わせください。

近畿厚生局企画調整課
電話番号：06-6942-2413
ファックス：06-6942-2249